

令和5年6月19日

江 東 図 書 館

江東区立図書館条例の一部を改正する条例について

1 改正の理由

豊洲図書館の分館として、新たに江東区立有明こども図書館を設置するため、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

- (1) 豊洲図書館の分館として設置する、江東区立有明こども図書館の名称及び位置について規定する。(第2条関係)
- (2) 分館の運営に関する規定を定める。(第3～5条関係)

3 新旧対照表

2、3ページのとおり

4 施行日

教育委員会規則で定める日から施行する。

江東区立図書館条例 新旧対照表

現行	改正案				
<p>第1条 (略) (名称及び位置)</p> <p>第2条 (略) (加える)</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 図書館は、図書館法第3条の規定に基づき、次の事業を行う。</p> <p>(1) 郷土資料、行政資料、レコード及びフィルムの収集にも十分配慮した、図書、視覚聴覚資料その他必要な資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。)の収集、整理及び利用の促進</p> <p>(2)～(8) (略) (加える)</p> <p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第4条 図書館の開館時間及び休館日は、別表のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第5条 図書館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって教育</p>	<p>第1条 (略) (名称及び位置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>2 前項の江東区立豊洲図書館に、次のとおり分館を置く。</u></p> <table border="0" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;"><u>名称</u></td> <td style="text-align: center;"><u>位置</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">江東区立有明こども図書館</td> <td style="text-align: center;">東京都江東区有明二丁目3番5号</td> </tr> </table> <p>(事業)</p> <p>第3条 図書館は、図書館法第3条の規定に基づき、次の事業を行う。</p> <p>(1) 郷土資料、行政資料、レコード及びフィルムの収集にも十分配慮した、図書、視覚聴覚資料その他必要な資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。<u>以下同じ。</u>)の収集、整理及び利用の促進</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、分館は、次の事業を行う。</u></p> <p><u>(1) 郷土資料、行政資料、レコード及びフィルムの収集にも十分配慮した、図書、視覚聴覚資料その他必要な資料の収集、整理及び利用の促進</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業</u></p> <p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第4条 <u>図書館及び分館</u>の開館時間及び休館日は、別表のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第5条 <u>図書館及び分館</u>の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であ</p>	<u>名称</u>	<u>位置</u>	江東区立有明こども図書館	東京都江東区有明二丁目3番5号
<u>名称</u>	<u>位置</u>				
江東区立有明こども図書館	東京都江東区有明二丁目3番5号				

委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に行わせる業務は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 図書館の施設の利用に関すること。

(3)・(4) (略)

3 第1項の規定により指定管理者が図書館の管理を行う場合における前条の規定の適用については、同条ただし書中「教育委員会が必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て」とする。

第6条 (略)

別表（第4条関係）

名称	開館時間	休館日
(略)		
江東区立古石場図書館	午前9時から午後8時まで（日曜日、休日及び12月28日は、午後7時まで）	1 毎月第1月曜日及び第3月曜日（休日に当たる場合を除く。） 2 年始 3 年末 4 館内整理日 5 特別整理期間
江東区立砂町図書館	午前9時から午後8時まで（日曜日、休日及び12月28日は、午後7時まで）	1 毎月第1月曜日及び第3月曜日（休日に当たる場合を除く。） 2 年始 3 年末 4 館内整理日 5 特別整理期間

って教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に行わせる業務は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 図書館及び分館の施設の利用に関すること。

(3)・(4) (略)

3 第1項の規定により指定管理者が図書館及び分館の管理を行う場合における前条の規定の適用については、同条ただし書中「教育委員会が必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て」とする。

第6条 (略)

別表（第4条関係）

名称	開館時間	休館日
(略)		
江東区立古石場図書館	午前9時から午後8時まで（日曜日、休日及び12月28日は、午後7時まで）	1 毎月第1月曜日及び第3月曜日（休日に当たる場合を除く。） 2 年始 3 年末 4 館内整理日 5 特別整理期間
江東区立有明こども図書館	午前9時から午後8時まで（日曜日、休日及び12月28日は、午後7時まで）	1 毎月第2月曜日及び第4月曜日（休日に当たる場合を除く。） 2 年始 3 年末 4 館内整理日 5 特別整理期間

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。